# 持続化給付金の申請・審査についての改善要望

2020年5月11日 全国商工団体連合会 会長 太田義郎

5月1日から申請の受付が始まった「持続化給付金」について、さまざまな改善要望が寄せられています。

一刻も早く、給付金を必要としている事業者・フリーランスに貴重な施策が行き渡るよう、申請受付や給付手続きについて、以下の点について早急に改善いただきますよう要望します。

# 1、「給付に該当する中小業者をだれ一人取り残さない」を基本にすること

\*持続化給付金の運用は「給付に該当する中小業者をだれ一人取り残さない」を基本にし、申請から給付まで、中小業者の実態と要求に即して対応すること。ドイツ国内では助成金の審査スタンスとして「良心に基づく申請を前提とし、必要なお金をすぐに支払い、あとから審査する」としている。こうした対応こそ求められる。

#### 2、白色申告者の申請要件を青色申告者と同等にすること

- ①確定申告書に売上高が記入されていない場合は、申告書に加えて申告所得金額の根拠となった収支計算書などを添付することで申請を受け付けること
  - \*所得税法は確定申告書への収入金額の記載を求めておらず、申告書で売上 金額を確認する規定は法律上問題がある。
  - \*確定申告の基となった収支計算書で、売り上げ、仕入れ、経費、所得を明らかにし、売上高を証明することができる。
  - \*白色申告の個人事業者が消費税課税事業者の場合は、消費税申告書(必ず売上高が記載されている)を売上高の証拠書類として追加すれば、所得税

の確定申告書に収入金額を記載していなくても売上高を確認することが できる。

## ②白色申告の場合も月々の売り上げの比較で申請可能とすること

\*前年同月の事業収入について、「持続化給付金給付規程(個人事業者等向け)」は、青色申告を行っている者の場合に、月別の「売上(収入)金額」の額を用いること(第4条2項)とあわせて、「2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする」としている(第4条3項)。この扱いを白色申告者にも適用すべきである。

## 3、法人事業概況説明書に代えて試算表等の添付で申請を受け付けること

- \*法人事業概況説明書の提出を義務付ける法人税法上の規定はなく、国税庁は「提出はお願い。未提出の罰則はない」と答えている。また、法人税確定申告書に納税者が記入すべき売上金額の欄はない。しいて言えば、「※税務署処理欄」にあるだけで、ここに納税者自身が記入することはない。
- \*法人決算書・確定申告の基になった月々の試算表または損益計算書か元帳の 写しを添付することで売上高を証明できる。

### 4、制度の趣旨にそって実態に即した申請受付と審査を行うこと

#### ①W e b に限らず、必要書類の郵送での申請を受け付けること

\*「Web申請の意味もやり方も分からない」「自宅・事業所にWeb申請できる環境がない」などの事業者に申請の権利を保障するためにも、幅広く申請の方法を設けるべきである。

#### ② 機械的な対応を直ちに改めること

(1) 青色申告の決算書を添付して申請した事業者に対して、青色申告書に売上金額が記載されていないことをもって、申請内容・添付に不備があったとして、修正を求める機械的な対応は改善されるべきである。

そもそも青色申告決算書で売上高の確認は可能であり、「青色申告を行っている場合、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における『月別売上(収入)金額及び仕入金額』欄の『売上(収入)金額』の額を用いる」とした「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」の説明に反する扱い

は許されない。

- (2)事業承継に係る「証拠書類の特例」の内、個人事業の開業・廃業届出書について「提出日が開業から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること」について、個人事業の開業・廃業届出が1カ月後であっても開業(営業開始)し、事業が行われている事実について、保存されている帳票類あるいは宣伝物などによって確認できれば、この要件に合致していると認め、申請を受け付けるべきである。
- (3)「昨年、重い病の治療に専念したために収入がなかったが、今は営業を再開している」ケースもある。そうした場合に、2年(あるいは3年)前の収入と比較した申請を可能にする必要があると考えるが、Web申請ではそうした対応ができないのではないか。事業継続の意思があり、懸命に努力する中小業者を新型コロナ危機から救済する対応が求められる。
- (4) フリーランスの人たちが、所得金額を確定申告書の「雑所得」欄あるいは「給与所得」欄に記載しているケースがある。こうした人たちを機械的に申請の対象から外すことなく、まず、受け付けて、実態に即して判断すべきである。

また、「事業全般に広く使える給付金」という説明にふさわしく、個人の テナント貸付事業者を本給付金の支給対象にするべきである。

#### (5) その他

- \*身分証明書に年金手帳を加えること。
- \*外国人事業者にも分かりやすいガイダンスの作成・公表、申請支援窓口での支援体制の強化を図ること。
- \*スマートフォンでのWeb申請が「うまく進まない」「時間がかかる」などの苦情が寄せられている。その根本に、「推奨環境」として最新のブラウザが用いられていることがある。幅広く、申請手続きが進む環境を早急に整えるべきである。

# <要望項目「3」に関する資料>

								-															
粉税	¥受 <sub>付</sub>		4	令 和	年 税:	月 務署:	日長殿	管	A F	K K I	概況書	要 否 ○医療法【左型	別 表等 以外の公共	,	青色	申告	一 連	番号					
ánh Fié iai	- mar							法人			M (g) みをしない 人格のない	の医療法法等 を を 注法 注法 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	協同組合等 の 医 療 i	义( 去)	<u>ё</u>	番号						L	]
納税地		電話	(	)		_		期末現在・ 朝又は出				P	a.Z?\			年度 至)			ř.		Л		В
(フリガナ) ユ・									円以下の	性過法人の	_	に該当しないもの				金額.		兆		十億		T 2	
法人名								同非	区分	分同	定 复会社	同族会社	非同族	64	申告	年月日	T	Ť	¥.	П	Л		H
法人番号				L				旧納稅	地及	U				3	匹 通信日	付印 荷	龍認印	庁 指	定	局指定	指導等	穿区:	分:
代表者							(FI)	旧法。	人名	等				Į	里 年 月	В							] }
記名押印 代表者								活什	alt 4	貸 作 等 記	対照表、 変動計算	根書を を を を を を を を を を を を を の の を の の を の の の を の の の を の の の の の の の の の の の の の	株主(社員 処分表、		1		#		区 也 方	分			$\exists$
住所		_						添付				音、手条成は 書等の写し、 等の明細書	組織再編	城 (	法人税		規模後		去人税	C)	期限	後 修	廷
平成・令	fo £		<u></u>	₹	Ш	_		年度分 業年度分					申告		翌年以 送付 嬰	以降 要否	<b>(E</b> )	<b>(3)</b>	適用都 提出(	明細書 の有無	<b>1</b>	) (#	<u>(</u>
令	fa	F		9		в.	/中服	を十反が 引申告の 計 算 引	場合	令和		年 月年 月		7	税理士 の 書 i	: 法第:	30条 出有	(A)	税理	士法	第33系 i提出和	k T	
	又は欠損金額	1 🗆	十億		135		1		1-1	控		<b>尋税</b> 0		7 _	十億		E(7	J		Ŧ	_	H-1	$\prod$
法 人	「48の①」) 税 額	2	╬	╁	╬	╁	╁		$\exists I$	除		六(一)[6¢ 国 税	487	٦Ļ	뉴		ᆛ	H	<u>_</u> L	<u> </u>	<u></u>	닖	$\prod$
法人税額	の特別控除額	3	╬		╬		╬		$\exists I$	税額		大(二)[ 計		8	뉴		ᆛᅳ		<u>_</u> L	<u> </u>	뉴	닖	
差 引 法	: 人 税 額	4	\	Ħ	╬	H	╬	$\forall \forall$	╣	0		17) + (18 した	A 490	9 L	╬	Щ	ᆛ	Щ	ᆛ	+	뉴	닖	
連結納税の承	) - (3) 認を取り消された	5	╬	╬	╬	╬	╬		$\exists I$	計		(13) きれなかっ	2. A de	┧╞	ᆛᅳ	Щ	<u> </u>		<u> </u>	<u>_</u>	ᆛᅳ		
土利 課税土	別型除額の加算額 地譲渡利益金額		∺	₩	╬	H	10			算士	(	19) - (20	) 2		╬		<u></u>		井	+	<u> </u>		Н
地益同上に	25月 別表三(三)[20月) こ対する税額	7   -	╬	卅	╬	H	$\pm$		$\exists$	地譲渡		支三(二)[			뉴	Щ	ᆛ	Щ	ᆛ	+	뉴	0	
初課税	+ (23) + (24) 留保金額	8	╬	₩	╬	H	0			土地譲渡税額の内訳		三(二の二)	[28]) 2:	3 L	뉴	Щ	ᆛ	Щ	ᆛ	+		0	П
保同上に	こ対する税額	9	뉴	卅	╬		$\mp$		$\exists$		(別才	長三(三)「 額等の還	23]) Z	4	<u></u>		<u></u>		<u> </u>	┿	0	0	Ц
金 (別表	€三(−)[8])	<del>1</del> "	╙┾	卅	╬	H	╬			この申		(21)	L 100	<b>-</b> 1 -	╬	Щ	<u>Ļ</u>	Щ	<u> </u>	+	ㅗ	닏	
法人	税額計	.0	一片	卄	╬	H	┿		$\exists$	申告による還付金	(	15) - (14	) 2	6 L								ШI	П
分配時調整外回報和	出当難及び外国関係会計等	⊣⊨	뉴		╬		╬		╣	る遺		金の繰戻 還付請求		7									П
仮装経理に基	*朔麦+七 (Eの+二)[3]) *づく過大申告の 。		╠		╬	H	╬		╣	付金額	(25)	計 + (26) +	(27) 2	8 7			$\neg \Gamma$			$\neg \Gamma$			П
更正に伴う 控 除	控除法人税額 税 額		뉴	쓔	╬	H	┿	쓔	╣	こ申の告	- 01	申告前の又は欠拒	105 20.	9	╦	Ħ	╦	Ħ	Ť	Ť	Ť	H	П
	と(19)のうち少ない金額) 対する法人税額	.3	뉴		╬		┿			申告が修		(60) 告により 法人税制 る選付請		外									П
(10) - (11)	) - (12) - (13)	4			<u></u>		<u></u>		4	正合		(65) 損失金等の当	月控除額	┨╏	ᆜᆜ		<u> </u>		L	<u> </u>	0	0	П
	分の法人税額	5	$oxedsymbol{oxedsymbol{oxedsymbol{\bot}}}$	Ų		ڸؘڸ	_ <u> </u> _	0	О	(別表 若し	七(一)[4の くは[21] 又	計」+ (別表七 は別表七 (三	(=)[9] <b>3</b> )[10]))	<u> </u>	_ _	Щ	<u> </u>	Щ	_ <u> </u> _			Щ	$\  \ $
法人税額(税 (14) - (15) 場	合は、(26) へ記入/	.6	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0		(別	表七(-	欠損金叉は災 一)「5の合	計」) 3.	2								Ш	Ц
税 40 3年 (4)	) + (5) + (7) + (10の95番)	33		Щ		$\coprod$		Щ	∐	20		よる還付 - (42)	全額 4	5 7						$\neg \Gamma$	$\neg$		
で 標の 注計 は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	₹税留保金額に 計する法人税額 (9)	34				Щ		Щ	╝	こ申	ت ا پر	所得の金 対する法) (68)	額に 税額 4	6	╬	H	╬	Ħ	╁	十	┰	H	
法門課税相 人算 (;	33) + (34)	35					0	0	О	の告 申で	申号	果税留保会 対する法グ	を額に 4		╬	╁	╬	Ħ	╬	十	╁	H	
	(58)	B6							_	告あ がる	前。	(69) 果税標準法	人税額 1	⊣⊨	╬	H	╦	T	╁		0	0	$\  \ $
	(09)	37							_	修場正合		(70) 申告により 地方法) (74)		⊣⊨	╬	H	╬	Ħ	╦	╈	0	0	
(36)	7 + (31)	38							_]			(74) ・利益 の分配)				┢	╅	$\Box$	┪	+	Ĭ	H	Н
[4])) と (38) の	ううち 少ない 会 服)	39							]	残余		令和 4		<u> </u>			権定の日	令和	sp.	<del>-</del>	"		
外 国 税 都 (別表さ	(-/[30])	0							$\rfloor  $	引渡	しの日			L		17,944	E/5×/ []	الـــاا	_	郵便局	14:46	Ш	$\  \ $
仮装柱理に基 更正に伴う招	LIMPE / INCIDEN	1							$\Box$	還付			銀金庫・	行 組合			店·支店 張 所		預金	和便加	) ना ज		$\  \ $
(38) - (39)	方法人税額)-(41)	2						0	C	を受い	iz W		農協・				所·支所		255, 386				$\  \ $
	の地方法人税額 4	3						0	С	けれ	发 口座 番号				ゆう! 貯 今	5ょ銀行の 記号番号	D ‡		_			$\neg$	$\  \ $
	間申告の場合はその 額とし、マイナスの 合は、(45)へ記入	4						0	О	うりとき		務署処	理欄	_	NI M	ne o all s		Т					
(46) - (43) (場	n 44 (40) ○私人/							<u></u>		_				_		_	_					_	_
												1	兑 理	!	士							(EII)	

# <要望項目「4」②(1)に関する資料>

全商連 御中

202.5.1 宮崎県連

ご苦労様です。

確定申告書には売上高が記載されておらず、青色決算書には売上高が記載されている方の申請が下図のような形で拒否されました。

# 持続化給付金 申請フォーム 申請内容・添付に不備がありましたので修正してください ・申請内容・添付に不備がありましたので修正してください ・申請された秀上代務申告報が「確定申告者無一表の皮」又は[住民税の申告者]と一致していませんでした。